#### 「私立大学ガバナンス・コード」令和6年度遵守状況の点検結果公表について

学校法人文京学院は、日本私立大学協会が策定した「私立大学ガバナンス・コード第 2.0 版」を、本学ならびに私立大学全体の経営の健全性の更なる向上に資するものとしてこれに準拠し、「私立大学ガバナンス・コード第 2.0 版」に定める「基本原則」「原則」「実施項目」に沿って点検を行い、ガバナンスの強化と透明性の確保に努めてまいります。

令和 6 年度の点検結果について、次ページ以降のとおり、日本私立大学協会指定の様式に沿って公表いたします。

令和7年9月29日

#### 【目次】

点検結果報告書(共通様式) ・・・・・・・・・・・・・・・2
I-I 「基本原則」及び「原則」の遵守状況の点検結果 ・・・・・・・・・3
I-II 遵守(実施)していない「基本原則」の説明(無し) ······
Ⅰ-Ⅲ 遵守(実施)していない「原則」の説明(無し) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
II-I 「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取り組み状況 ・・4
原則 1-1 建学の精神党の基本理念に基づく教学運営体制の確立 ・・・・・・・
原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元 ・・・・・・・・・・7
原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化 ・・・・・・・・・・・・・・・・
原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化 ・・・・・・・・・10
原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化 ・・・・・・・・・ 11
原則 3-4 危機管理体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・ 11
原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開 ・・・・・・・・・・ 12
II-II 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を順守してい
ると判断した場合の取組内容(無し) ・・・・・・・・・・・12

## 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

## 共通様式

①法人名称	学校法人文京学院
②設置大学名称	文京学院大学
③担当部署	法人事務局総務課
④問合せ先	TEL 03-5684-4819 メール bg-hojins@bgu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年 9月25日
⑥点検結果の公表日	令和7年 9月29日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.bgu.ac.jp/about/info/
⑧本協会による公表	●承諾する ○ 否認する

#### 【備考欄】

## 様式I

## I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	0
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

#### Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
無し	

#### Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明
無し	

## 様式Ⅱ

## Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様
念及び教育目的の明示	なステークホルダーに対して明示しています。
	(掲載先 URL) <a href="https://www.bgu.ac.jp/about/philosophy/">https://www.bgu.ac.jp/about/philosophy/</a>
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	学生等に対して学部・研究科毎の3つの方針(ポリシー)を明示
の方針」、「教育課程編	し、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にしていま
成・実施の方針」及び	す。
「入学者受入れの方	ア、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
針」の実質化	イ、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
	ウ. 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
	(掲載先 URL) <u>https://www.bgu.ac.jp/about/philosophy/policy/</u>
	   自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に
	基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修
	環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
	(掲載先 URL)
	https://www.bgu.ac.jp/about/info/evaluation/result/
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割	(1)学長の責務(役割・職務範囲)
の明確化	学長は、学則第1条に掲げる「文京学院大学は、「自立と共生」の建
	学の精神に則り、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、広く知
	識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、社会の発展に
	寄与するこころ豊かな人間の育成を目的とする。」という目的を達成しまった。
	│するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属 │ │教職員を統督します。学長の職務については学則第 4 条および「大 │
	教職員を祝言しまり。子長の職務については子則第4米のよび「人     学組織職務権限規程」第6条に定めています。また、所属教職員
	予侃喊喊勿惟陂然性」
	よう、これらを積極的に周知し共有することに努めています。
	のうく。これのうとはほどは、一つのでは、クローンのでは、
	(2) 学長補佐体制(副学長・学長補佐・学部長・研究科委員長の
	役割)
	① 副学長
	大学に副学長を置くことができるようにしており、大学組織職務権
	限規程において「副学長は、学長を補佐し、学長に事故あるとき
	は、その職務を代行する。」とし、その職務については学則に定めて
	います。
	② 学長補佐
	大学に学長補佐を置くことができるようにしており、「大学組織職務     特別規程: 第 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	権限規程」第 8 条において「学長補佐は、学長に命じられた諸事項     * ** ** * * * * * * * * * * * * * *
	を遂行する。」と定めています。   ②   党部長・研究科表員長の役割については、「大党組織際務権限担
	③ 学部長・研究科委員長の役割については、「大学組織職務権限規     程」第 9 条において「研究科委員長は、学長を補佐し、当該研究科
	住」弟 9 宋にゐいて「研究科安員長は、字長を補佐し、ヨ該研究科     の諸事項を管掌する。」、第 10 条において「学部長は、学長を補佐
	い印尹炽で目手りる。」、 昻 Ⅳ 木にぬいし「子即女は、子反を補佐

	し、当該学部の諸事項を管掌する。」としています。 (3)大学運営会議の役割
	大学は、大学の重要事項を審議するため、大学運営会議を置くこととしており、その運営方法については「大学運営会議規程」にて定めています。大学運営会議における審議事項は、「全学部・全研究科の教育課程の編成に関する全学的な方針の策定」の他、大学の運営に関する重要な事項を審議し、議決を行っています。
	(4)教授会の役割(学長と教授会の関係) 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCA サイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しています。大学では、全学的な施策を推進するための委員会(例 内部質保証委員会、戦略企画委員会等多数)を設置し、教員と職員を構成員として組成し、諸施策を推進しています。また、全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進しています。
実施項目1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係 る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推 進	「文京学院大学 F D・S D規程」において、大学教員の授業の内容及び方法の改善、事務職員の業務の向上・改善を図るための組織的な研修及び研究の実施について定め推進しています。 (1)ファカルティ・ディベロップメント: FD
)E	ア. 3つの方針 (ポリシー) の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度推進しています。 イ. 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、
	学長のもとに FD 推進組織を整備し、実施計画に基づき取組みを推進しています。 (2) スタッフ・ディベロップメント: SD ア. 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取
	知みを推進しています。  イ. SD 推進に係る基本方針と実施時期を定め、計画的な取組みを推進しています。  進しています。
	ウ. 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の 高度化に向け、実施時期を定め業務研修を行っています。具体 的には、経営層/幹部層、管理職、初級管理職、新入職員(新 卒)、新卒(内定者)別の研修を実施しています。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

<b>見到1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理</b>	
実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をしています。中期的な計画の策定主体の組織として戦略企画委員会を設置しています。当該組織は、「戦略企画委員会規程」を定め本学における中長期計画への取り組み事項のほか、戦略企画に関する事項を企画・推進しています。中期計画策定にあたっては教職協働を重視しており、現中期計画である「B'sビジョン2029」(2025~2029年)は、経営陣と戦略企画委員会が主体となり、教職員から積極的な提案を受けるために教職協働の7つのワーキングチーム(募集戦略、教育改革、キャリア改革、DX改革、財務改革、研究支援、地域連携)から答申を受け、具体策を盛り込んだ上で策定しました。当該計画は、2025年6月理事会・評議員会において承認を受けホームページに情報公開しています。 (掲載先 URL) https://www.bgu.ac.jp/about/info/plan/当該方針は学院創立100周年記念事業(2024年10月23日)におい
	て、学長より内外に発表するとともに、全学教授会・教職員研修会 において説明を行い、浸透を図っています。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期的な計画の進捗状況については、戦略企画委員会を始めとする全学的な委員会において中期施策の推進・進捗状況を管理把握し、その結果を事業計画書において内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 (掲載先 URL) https://www.bgu.ac.jp/about/info/

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人材	現中期計画である「B's ビジョン 2029」(2025~2029 年) で
の育成	は、建学の精神に基づき、予測不可能な時代変化の中で、社
	会の新しい課題を発見し主体的に解決しようとする人材を育
	成するために、以下の4つの方針を掲げ教育力日本一を目指し
	ています。
	1. 地球市民を育成します
	2. ストレス耐性の高い人材を育成します
	3. 学ぶ喜びのある教育環境を提供します
	4. 生涯にわたる学びをサポートします
	特に、上記ビジョンの内「4. 生涯にわたる学びをサポートし
	ます」においては、学修者の年齢や特性、時間や場所を問わ
	ず多様な教育を提供することを掲げ、施策を推進していま
	す。
	現在、地域と連携したリカレント教育に取り組んでおり、多
	様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた社会
	人教育の場、を広く提供することに努めています。
	(掲載先 URL) <u>https://www.bgu.ac.jp/about/activity/</u>
実施項目2-1②	説明
実施項目2-1② 社会貢献・地域連携の推	説明 「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献
社会貢献・地域連携の推	説明 「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献 を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教
	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献 を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献 を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教 育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携セ
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携センターBICS」、「まちづくり研究センター(まちラボ)」、「保育
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携センターBICS」、「まちづくり研究センター(まちラボ)」、「保育実践研究センター ふらっと文京」、「心理臨床・福祉センター
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携センターBICS」、「まちづくり研究センター(まちラボ)」、「保育実践研究センター ふらっと文京」、「心理臨床・福祉センター「ほっと」」、「スポーツマネジメント研究所」、「コンテンツ多
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携センターBICS」、「まちづくり研究センター(まちラボ)」、「保育実践研究センター ふらっと文京」、「心理臨床・福祉センター「ほっと」」、「スポーツマネジメント研究所」、「コンテンツ多言語知財化センター」等の組織が、多彩な活動を展開してい
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携センターBICS」、「まちづくり研究センター(まちラボ)」、「保育実践研究センター ふらっと文京」、「心理臨床・福祉センター「ほっと」」、「スポーツマネジメント研究所」、「コンテンツ多言語知財化センター」等の組織が、多彩な活動を展開しています。特に、「まちづくり研究センター(まちラボ)」は、産官学民連携による社会問題解決型の研究施設で、より広い視点から
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携センターBICS」、「まちづくり研究センター(まちラボ)」、「保育実践研究センター ふらっと文京」、「心理臨床・福祉センター「ほっと」」、「スポーツマネジメント研究所」、「コンテンツ多言語知財化センター」等の組織が、多彩な活動を展開しています。特に、「まちづくり研究センター(まちラボ)」は、産官学民連携による社会問題解決型の研究施設で、より広い視点から社会問題解決に取り組み、成果を社会に還元していくことを
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携センターBICS」、「まちづくり研究センター(まちラボ)」、「保育実践研究センター ふらっと文京」、「心理臨床・福祉センター「ほっと」」、「スポーツマネジメント研究所」、「コンテンツ多言語知財化センター」等の組織が、多彩な活動を展開しています。特に、「まちづくり研究センター(まちラボ)」は、産官学民連携による社会問題解決型の研究施設で、より広い視点から社会問題解決に取り組み、成果を社会に還元していくことを目指しています。
社会貢献・地域連携の推	「自立と共生」の建学の精神を踏まえた社会連携・社会貢献を、教育、研究に並ぶ大学の第三の使命として位置付け、教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会及び国際社会の諸課題の解決に寄与すべく、「社会連携・社会貢献に関する方針(ポリシー)」を定めています。当該方針に基づき、自治体や大学、企業等との連携を推進するとともに、「地域連携センターBICS」、「まちづくり研究センター(まちラボ)」、「保育実践研究センター ふらっと文京」、「心理臨床・福祉センター「ほっと」」、「スポーツマネジメント研究所」、「コンテンツ多言語知財化センター」等の組織が、多彩な活動を展開しています。特に、「まちづくり研究センター(まちラボ)」は、産官学民連携による社会問題解決型の研究施設で、より広い視点から社会問題解決に取り組み、成果を社会に還元していくことを

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	
実施項目2-2① 多様性を受容する体制の充実	現中期計画である「B's ビジョン 2029」(2025~2029 年)の内「1. 地球市民を育成します」においては、「国籍、考え方、文化、特性などの違いを超え、誰もがその背景によらず人として尊重される社会の実現を目指し活動しようという意識と行動力をもつ」としており、多様性を受容する人材育成をビジョンに掲げ、施策を推進しています。  ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、「学校法人文京学院におけるハラスメントの防止等に関する規程」に準拠し、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処しています。 また、多様な学生や配慮が必要な学生が安心して学生生活を送れるように支援する体制を整えています。学生支援体制には、学習サポート、国際交流、心理相談、キャリア支援などが含まれており、学生一人ひとりのニーズに応じた支援が提供されています。また、「障がい学生支援に関するガイドライン」を策定し、「自立と共生」の理念のもと、障がいの有無に関わらずすべての学生が平等に学べる環境づくりを努めています。
上 実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍推進の観点から、積極的に 女性を登用しています。現状、理事定数 9 名の内、女性 2 名を登 用、評議員定数 12 名の内、女性 9 名 (教職員 2 名、卒業生 4 名、 父母 2 名、縁故・有識者 1 名)を登用しています。 改正女性活躍推進法 (2020 年 4 月 1 日)に基づき、行動計画 (2021 年 4 月 1 日~2026 年 3 月 31 日までの 5 年間)を策定し、 管理職の長時間労働削減とワークライフバランスを維持するため に目標を設定し、より働きやすい環境の実現に努めています。女 性管理職比率は 25%を達成しています。(2025 年 5 月 1 日時点)

#### 原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

原則3-1 理事会の構成・	・運営方針の明確化
実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成については、寄附行為第11条にて私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守することと明記しています。「学校法人文京学院寄附行為」で定めるところにより、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。そのうえで、教職員である学内理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。  理事の選任については、「学校法人文京学院寄附行為」において、次項に掲げる者とすると定めており、複数の理事選任機関混合で選任することにより、透明性を確保しています。また、理事会が理事選任機関として理事を選任する場合は、評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任することを、明記しています。
	「(1)学長(校長)のうちから理事会において選任した者 1名 (2)前号に掲げるもののほか、理事会において選任した者4名 (3)評議員会において選任した者4名」また、理事定数9名の内、外部理事2名を選任しています。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の確 保及び評議員会との協働 体制の確立	理事会の役割および運営に関わる詳細(重要な決議事項、議事録等)ついては「学校法人文京学院理事会運営規則」において明確化しています。また、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制により運営の透明性を確保しています。評議員会の機能として「役員に対して意見を述べること、役員から報告を徴すること」を寄附行為にて明記しています。理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督します。理事長は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しています。また、理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制システムを整備します。理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・研修 機会の充実	全理事(新任・外部理事を含む)に対し、十分な情報・資料・研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。特に、外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

宝炼项目 2 0 ①	= 200
実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事及び会計監査人については、その独立性を確保する観点を重視
選任基準の明確化及び	し「学校法人文京学院寄附行為」において評議員会の決議によって
選任過程の透明性の確	選任することを明確にしています。監事は 2 名置くこととしてお
保	り、任期は 4 年としています。監事の業務の継続性が保たれるよ
IN	う、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。会計監査
	人は 1 名以上2名以内を置き、任期は1年としておりますが定時評
	議員会において別段の議決がされなかったときは、再任されたもの
	とみなしています。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	「学校法人文京学院監事監査等職務規則」において、本学院の業務
内部監査室等の連携	及び理事の職務執行状況を監査し、及びその他の職務を遂行するに
	当たり内部監査室と情報を共有すること、協力して調査を行う等連
	携すること、また、効率的な本学院の監査業務を行うために、会計
	監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図ることを定めて
	います。また、監事、内部監査室および会計監査人の三者により、
	監査結果について意見を交換し監事監査の機能の充実を図っていま
	す。
	また、監事は監査の計画を策定するとともに、監査を実施した結果
	として監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを
	公表します。
実施項目3-23	説明
監事への情報提供・研	監事が合理的かつ効率的な監査ができるように、監事に対し十分な
修機会の充実	研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めています。学校法人
	は、監事に対し、理事会の審議事項に関する情報について、また、
	監事の求める情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを
	一十分に行い、監事サポート体制を整えております。
	1751-11 v v m f 7 11

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人文京学院寄附行為」において、評議員は定数 12 名を選任することとしており、評議員の属性・構成割合について以下の通り、建学の精神との調和に配慮した属性・構成であることを明確にしています。また、複数の選任機関で選任することにより、透明性を確保しています。 (1) この法人の職員(この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。この条中以下同じ。)のうちから、理事会において選任された者2名 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任された者4名 (3) この法人の設置する学校の在学者の父母もしくは保証人のうち、評議員会において選任された者2名 (4) この法人に関係ある学識経験者および建学の精神を伝えることのできる学院創立者の縁故者のうちから、理事会において選任された者4名
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	「学校法人文京学院寄附行為」において評議員会の招集や議決事
の確保及び理事会との	項、評議員の責務について明確にするとともに、理事会との建設的
協働体制の確立	な協働と相互牽制体制を確立しています。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	新任・外部を含む評議員に対する情報提供を適切に実施していま
研修機会の充実	す。

## 原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの整	危機管理体制については「文京学院大学危機管理規程」において
備及び事業継続計画の策	組織体制等を定めるとともに、「文京学院大学危機管理ガイドラ
定・活用	イン」において危機管理マニュアルの策定方針を定めています。     現状、危機管理マニュアルについて、体系的なマニュアルとして
	充実させるべく関連資料の整備を進めております。事業継続計画
	については、令和 7 年度にアウトラインの検討を行い、令和 8 年     毎完成を日告します
	度完成を目指します。 
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体制	法令遵守のために、「文京学院教職員倫理憲章」及び「学校法人
T	
整備	文京学院倫理綱領」を定め、全ての教育・研究活動、業務に関
	文京学院倫理綱領」を定め、全ての教育・研究活動、業務に関 し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう明確化
	文京学院倫理綱領」を定め、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう明確化し、組織的に取組みをしております。法令等に違反する行為又は
	文京学院倫理綱領」を定め、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう明確化し、組織的に取組みをしております。法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益
	文京学院倫理綱領」を定め、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう明確化し、組織的に取組みをしております。法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護も図ってお
_ · · · · · — · · · · · · · · · · · · ·	文京学院倫理綱領」を定め、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう明確化し、組織的に取組みをしております。法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	学校教育法施行規則(第 172 条第 2 項)、私立学校法(151 条)等の
方針の策定	法令によって指定された事項の他、自らの判断により主体的に情報
	発信しています。
	(1)大学の教育研究活動に関わる各種情報は、ホームページに公
	開しています。
	(掲載先 URL) <u>https://www.bgu.ac.jp/about/info/</u>
	(2)学校法人に関する情報公表
	学校法人においては「学校法人文京学院情報開示規程」により、情
	報の対象、開示方法等の情報公開方針を明示し、公開しています。
	(掲載先 URL) <u>https://www.bgu.ac.jp/corporation/disclosure/</u>
	上記情報については、インターネットによる Web 公開に加え、各
	事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。また閲覧者が多
	岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、
	大学案内等各種パンフレット等の媒体も活用します。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を工夫し、幅広
理解促進のための公開	いステークホルダーの理解促進に努めています。
の工夫	一事例として、学校法人会計に関わる用語解説を掲載しています。
	(掲載先 URL) <u>https://www.bgu.ac.jp/corporation/disclosure/</u>

# Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明